

公共工事等発注機関の長 殿

東京労働局労働基準部長

建設業における労働災害防止対策の徹底について（緊急要請）

日頃から労働安全衛生行政の推進につきまして御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、当局管内における労働災害は、関係各位の御尽力により長期的には着実に減少し、令和6年の建設業の死亡者数は11人で、統計を取り始めて以来、過去最少となり、墜落災害も1件と大幅な減少となりました。しかしながら、令和7年に入り、5件の墜落災害を含む9件の死亡災害が発生するなど、前年の同じ時期の3件と比べ、3倍と非常に憂慮すべき状況となっています。

また、死亡災害発生状況を見ますと、墜落の危険がある作業であるにもかかわらず、手すりの設置や墜落制止用器具の使用等の墜落防止措置を行わず高所から墜落し亡くなったものなど、基本的な安全対策や安全性の検討が十分になされていない状況が認められます。

建設現場における労働災害防止対策を推進する上で、計画段階におけるリスクアセスメントの実施や労働者への安全衛生教育の徹底が求められるところです。そのため、当局では、特に留意すべき4つの重点事項（決意表明、管理活性化、高所対策、教育強化）の4つの事項（4K）を展開しています。

つきましては、別添1のメッセージを直轄工事における受注者、関係団体その他の建設工事関係者に対して御周知させていただくとともに、下記の事項や、厚生労働省から毎年示されています建設業の安全衛生対策に係る、別添2の「留意事項」の実施を始めとする労働災害の防止に万全を期していただきますようお願いいたします。

記

- 1 死亡災害を絶対に発生させない旨の決意表明と発信
- 2 安全衛生管理活動の的確な実施及び活性化に向けた取組
- 3 墜落・転落災害防止対策の徹底
- 4 安全衛生意識の向上等を目指した安全衛生教育の徹底